

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日替り、  
の翌日)

## 目 次

◆ 告 示 国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの

解除予定の保安林(二件)

土地改良区の役員の就退任

土地改良事業の工事の完了

麻かの指定の一部改正

鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

◆ 公 告 消防設備士講習の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第千号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬

剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	石 上 大 介	登録の記号及び番号	鳥国業第三六〇号	登 録 の 年 月 日	昭和五十二年十一月十七日
瀬ヶ谷 憲 雄	鳥国業第三六一号	"	"	"	"

### 鳥取県告示第千一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年十二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字別府字和増谷七四〇の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

用水路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年十二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字村後一〇九二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十二年十二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

中山町土地改良区

退任した役員の名氏及び住所

理事	徳永茂男	西伯郡中山町羽田井一九八	一七九
尾古久雄			
林原輝雄		東積三九四	
山崎高義		八重一五九	
黒見良治		樋口一四五	
国谷信照		石井垣一八八	
長田菊治		潮音寺一一五	
江原和夫		柴田三二三	
野川喜義		田中五二六	
佐伯勇		一〇五五一	
中川寿次		七七二一	
村本彰次		御崎三二一	
西本敏重		一一〇	
中川岩蔵		田中七二六	
沢田芳助		四五一一四	
平谷光信		下甲三一二	
船越孝治		赤坂四〇三	
柏尾竹雄		塩津七〇〇	
高口若光		殿河内三九八	
西山国雄		上市二七一	
橋井嘉市		岡六二二	
豊島稜三		下市五〇	

砂田玄一	田中重光	富岡稔	高見正	当别当 潔	円岡藤四郎	任期満了により退任	中山町土改良地区	理事 徳永茂男	尾古久雄	林原輝雄	山崎高義	黒見良治	国谷信照	長田菊治	江原和夫	野川喜義	佐伯勇	中川寿次	村本彰次	西本敏重	中川岩蔵	松河原一二一	東伯郡赤崎町梅田一五三	西伯郡中山町赤坂三二六	塩津二四六	東積七五	下甲三一四	西伯郡中山町羽田井一九八	一七九	東積三九四	八重一五九	樋口一四五	石井垣一八八	潮音寺一一五	栄田三一一	田中五二六	一〇五五一一	七七二一一	御崎三二一	一一〇	田中七二六
------	------	-----	-----	-------	-------	-----------	----------	---------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	--------	-------------	-------------	-------	------	-------	--------------	-----	-------	-------	-------	--------	--------	-------	-------	--------	-------	-------	-----	-------

沢田芳助	平谷光信	舩越孝治	柏尾竹雄	高口若光	西山国雄	橋井嘉市	谷川均	金田耕二	田中重光	高見正	当别当 潔	円岡藤四郎	富岡稔	昭和五十二年十月五日開催の臨時総代会において総選挙の結果当選し、 昭和五十二年十月十六日就任 任期四年	大倉土地改良区	退任のため役員の名及び住所	理事 宮川弥蔵	石田倭男	沢山長太郎	大西和雄	大西実	四五一―四	下甲三一二	赤坂四〇三	塩津七〇〇	殿内三九八	上市二七一―一	岡六二二	下市四二	松河原二七六	東伯郡赤崎町梅田一五三	西伯郡中山町塩津二四六	東積七五	下甲三一四	赤坂三二六	倉吉市津原七二二番一	東伯郡大栄町大字島七九〇番地	原一、〇七五番地	島七五六番地	八九八番地
------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	-----	-------	-------	-----	--	---------	---------------	---------	------	-------	------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	---------	------	------	--------	-------------	-------------	------	-------	-------	------------	----------------	----------	--------	-------

池本 実	倉谷一、一六四番地
松田 正雄	四四七番地
宮川 永義	倉吉市津原四二七番一
美田 輝夫	六六九番地一
岸田 栄	六六九番地一
伊垢 禮正	六六九番地一
伊垢 禮正	別所三四八番地
完井 博之	東伯郡大栄町大字原一、一二八番地
田中 永寿	西穂波一四七番地
山本 吉蔵	亀谷五九一番一
長谷川 国蔵	七九二番地
山崎 重平	四四六番一
明里 和雄	倉吉市谷七九番地
監事 山崎 哲美	東伯郡大栄町大字島六九八番地
仲野 忠男	倉吉市谷六一六番二
新川 伝四郎	東伯郡大栄町大字亀谷三六四番九
任期满了により退任	
大倉土地改良区	
就任した役員の氏名及び住所	
理事 宮川 弥蔵	倉吉市津原七一二番一
石田 倭男	東伯郡大栄町大字島七九〇番地
沢山 長太郎	原一、〇七五番地
大西 和雄	島七五六番地
大西 実	八九八番地

池本 実	倉谷一、一六四番地
松田 正雄	四四七番一
宮川 永美	倉吉市津原四二七番一
美田 輝夫	六六九番一
岸田 栄	六六九番一
伊垢 禮正	六六九番一
伊垢 禮正	別所三四八番地
完井 博之	東伯郡大栄町大字原一、一二八番地
田中 永寿	西穂波一四七番地
山崎 重平	亀谷四四六番一
明里 和雄	倉吉市谷七九番地
遠藤 重信	東伯郡大栄町大字亀谷二三六番二
中村 栄	五八九番一
監事 山崎 哲美	島六九八番地
仲野 忠男	倉吉市谷六一六番二
新川 伝四郎	東伯郡大栄町大字亀谷三六四番九
昭和五十二年三月十三日開催の通常総代会において総選挙の結果当選し、 昭和五十二年四月一日就任 任期四年	
鳥取県告示第千四号	
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の 規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつ たので、同法同条第二項の規定により告示する。	
昭和五十二年十二月九日	
鳥取県知事 平	林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日	届出者
吉田地区農道舗装事業	昭和五十一年十一月一日	三朝町
藤ヶ森地区農道舗装事業	昭和五十一年十二月二十三日	倉吉市
古川沢地区農道舗装事業	昭和五十一年十二月二十五日	〃
光吉地区農道舗装事業	昭和五十一年二月二十八日	羽合町
山東地区農道舗装事業	昭和五十一年三月九日	〃
片柴地区農道舗装事業	昭和五十一年三月十日	三朝町
曹源寺地区農道舗装事業	昭和五十一年三月十日	〃
湯原地区農道舗装事業	昭和五十一年三月十日	関金町
杉地地区農道舗装事業	昭和五十一年三月十日	東伯町
寺畷地区農道舗装事業	昭和五十一年三月十九日	羽合町
橋津地区農道舗装事業	昭和五十一年三月十九日	〃
横谷地区農道舗装事業	昭和五十一年三月十九日	関金町
妻の神地区農道舗装事業	昭和五十一年三月二十日	上福田土地改良事業共同施行
上古川地区農道舗装事業	昭和五十一年三月二十日	倉吉市
鳥地区農道舗装事業	昭和五十一年三月二十五日	北条町
浅井地区ほ場整備事業	昭和五十一年三月二十五日	関金町
本村地区ほ場整備事業	昭和五十一年三月二十五日	〃
黒谷地区農道舗装事業	昭和五十一年三月二十五日	倉吉市
大立地区区画整理事業	昭和五十一年三月二十五日	〃
大杉地区農道舗装事業	昭和五十一年三月二十八日	東伯町
舎人地区農道舗装事業	昭和五十一年三月三十一日	東郷町
田後地区農道舗装事業	昭和五十一年三月三十一日	羽合町

鳥取県告示第十五号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十号(麻の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十一年十二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県工業試験場 鳥取市行徳い七〇五」を「鳥取県工業試験場 鳥取市秋里三九〇」に改める。

鳥取県告示第十六号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、鳥取駅南支店に関する部分は昭和五十一年十二月十二日から、末広支店に関する部分は同月十一日から施行する。

昭和五十一年十二月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二号の表の株式会社鳥取銀行の項中

鳥取駅前支店	鳥取市今町二丁目
鳥取駅前支店	鳥取市今町二丁目
鳥取駅南支店	鳥取市南吉方二丁目
末広支店	鳥取市末広温泉町

を削る。

# 公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の8の2に規定する消防設備士講習を次のとおり実施する。

昭和52年12月9日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 1 講習の種類

講習の区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
第一種	第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第三種	第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士

## 2 講習の日時及び場所

- (1) 第一種
- ア 日時 昭和53年2月2日（木） 午前9時30分から午後5時まで
  - イ 場所 倉吉市山根 鳥取県福祉文化会館
- (2) 第三種
- ア 日時 昭和53年2月3日（金） 午前9時30分から午後5時まで
  - イ 場所 倉吉市山根 鳥取県福祉文化会館
- 3 講習の科目

## (1)

講習の区分	講 習 科 目
第一種及び第三種	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項 消防用設備等の工事又は整備等に関する事項

(2) (1)の講習終了後、筆記による効果測定を行う。

## 4 講習科目の免除

講習科目の一部を免除することができる者	免除することができる講習科目
消防用設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目（昭和49年消防庁告示第2号）第一に定める講習区分のうち一の講習を受けた後6月以内に他の講習を受けようとする者	消防用設備等関係法令に関する事項
消防庁長官が指定する公共的団体が行う講習を受けた後6月以内に他の講習を受けようとする者	消防用設備等関係法令に関する事項及び防火に関する他法令等に関する事項

## 5 受講申請手続

- (1) 受講申請書の受付期間  
昭和52年12月20日から昭和53年1月6日まで（郵送の場合は、1月6日までの消印のあるものは有効とする。）
- (2) 受講申請書の提出先  
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課

## (3) 提出書類

ア 受講申請書

二種類受講しようとする者は、講習の種類ごとに提出すること。

イ 写真

受講申請書提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートル正面上半身像のものを受講申請書にそれぞれはり付けること。

ウ 講習科目の一部の免除を希望する者は、当該免除を受ける講習の課程を修了した旨を証明する書類の写し

## (4) 受講手数料及びその納付方法

ア 受講手数料 3,000円

イ アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

## (5) その他

ア 受講申請書は、鳥取県総務部消防防災課又は各消防本部に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

イ その他不明の点は、鳥取県総務部消防防災課（電話 0857—26—7063）に問い合わせること。